

大分県警察情報追跡捜査体制運用要綱の制定について

令和 2 年 3 月 2 5 日
大通達甲（刑）第 9 号
警察本部長から本部各課・
・所・隊長、各警察署長宛
て

（概 要）

この通達は、防犯カメラ、ドライブレコーダー等に記録された画像の確認、抽出、証拠化、解析等の捜査を支援するための体制（以下「情報追跡捜査体制」という。）を構築し、情報追跡捜査体制による支援の対象となる事件が発生した場合において、当該事件の発生地を管轄する警察署において、情報追跡捜査を適正かつ迅速に実施するために必要な事項を定めたものである。